

【町民コメント募集】

「宿泊税・駐車場利用税の条例の制定について」ご意見を募集します。

令和6年12月 美瑛町税務課

本町では、町観光振興の財源検討委員会からの提言を受け、パブリックコメントや懇談会、町外者に向けたアンケートを踏まえて、来訪者による財政需要の増加に対応するべく法定外普通税として、宿泊税と駐車場利用税の策定を目指しています。両税の制定に向けて、町民の皆さんからの意見を募集します。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する町の考え方をまとめ、ホームページで公表します。（氏名・住所等の個人情報公表しません。）

【ご意見の募集要項】

●ご意見の募集期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月27日（月）まで
※期間内必着

●案の公表方法

役場町民コーナー（庁舎1階）、町民センター、図書館、丘のまち交流館ビ・エール（2階）に備え置いています。また、町ホームページからダウンロードしてご覧になることができます。

●ご意見の提出方法

（1）郵送又は持参の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送又は持参してください。（郵送費用は提出者のご負担となります。）

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町税務課 あて
（受付時間 平日8時30分～17時15分）

（2）ファックスの場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

美瑛町税務課あて FAX 0166-92-4414

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「宿泊税・駐車場利用税の条例の制定についての意見」として、「ご意見記入用紙」データを下記アドレスに送信してください。

メールアドレス zeimu@town.biei.hokkaido.jp

(4) 美瑛町公式 LINE 回答フォームの場合

右記QRコードを読み取り、必要事項を入力してください。



(5) ご意見箱に投函される場合

役場町民コーナー（庁舎1階）、町民センター、図書館、丘のまち交流館ビ・エール（2階）に設置している「ご意見箱」に投函してください。

●ご意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方
- (3) 町内に存する学校に在学する方
- (4) 制度により影響を受ける方等

● 留意事項

- (1) ご意見の提出に当たりましては、氏名・年齢・住所・区分を任意でご記入ください。
- (2) 個人情報は、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正に取扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所・区分は公表せず、年代のみを記載します。
- (3) ご意見の概要を公表する際は、類似意見を集約したり、ご意見を分割したりする場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 電話によるご意見の受付け、または、ご意見に対しての個別回答は致しかねますので、ご了承ください。